

森林保険制度

1. 森林保険制度の目的

森林保険制度は、「森林保険法」(昭和12年法律第25号)(以下、「法」といいます。)に基づき、災害によって林業の再生産が阻害されることを防止するとともに、林業経営の安定を図ることを目的として運営されている制度です(法第1条)。

本制度は、森林についての①火災、気象災(②風害、③水害、④雪害、⑤干害、⑥凍害、⑦潮害)、⑧噴火災について、損害を総合的に補償する保険となっており、国立研究開発法人森林研究・整備機構が保険者(引受者)となっています(法第2条)。*1

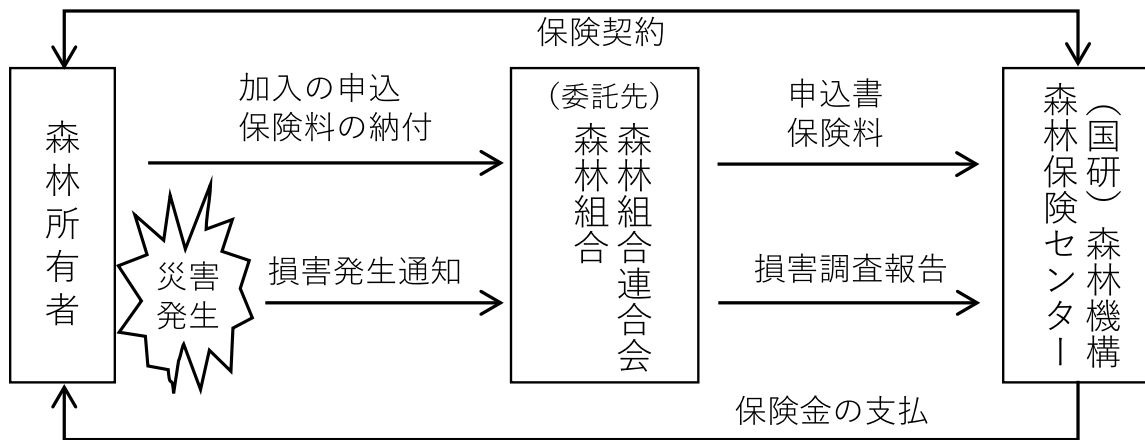
被保険者の資格(保険金の受取り者*2)は森林所有者*3となっており(法第4条)、森林所有者が自ら災害に備えるセーフティネットとして、林業経営の安定、被災地の早期復旧による森林の多面的機能の発揮に大きな役割を果たしています。*2

*1 地震・病虫獣害は含んでいません。

*2 保険金は被保険者に支払うこととなりますが、その他の者が受け取る場合は森林所有者からの代理受領の依頼を証する書面(委任状)が必要となります。

*3 森林所有者とは個人、法人、自治体等の所有形態の別を問いません。

また、分収林、共有林においては、その割合において森林所有者となります。



保険契約・保険金支払の流れ

2. 森林保険制度の沿革(概要)

昭和12年(1937年)森林火災国営保険が創設される

昭和27年(1952年)林齢制限が撤廃され、すべての人工林が保険の目的となる

昭和36年(1961年)気象災が保険事故に追加される

昭和53年(1978年)噴火災が保険事故に追加される

平成27年(2015年)森林保険事業が政府から国立研究開発法人森林総合研究所に移管され、森林保険センターを設置

平成29年(2017年)国立研究開発法人森林総合研究所 森林保険センターから国立研究開発法人森林研究・整備機構 森林保険センターへ名称変更

3. 森林保険の加入状況など

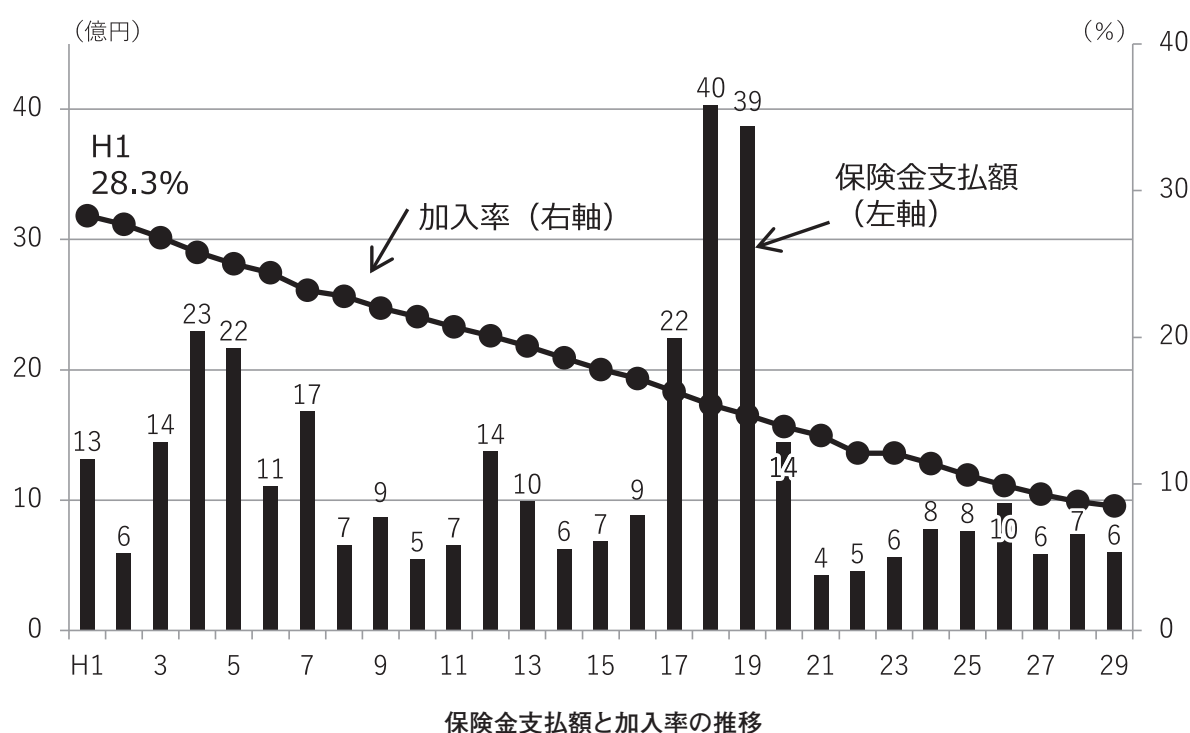
平成29年度末の実績の概要は以下のとおりです。

保険料収入 17.6億円

加入面積 67.3万ha

加入率 8.5% (民有林人工林面積796万haに対する比率)

積立金 234億円 (平成29年度決算後)



グラフを見ますと、加入率は年々下がっていますが、これは、加入率が高い10年生の造林面積の減少が主な要因となっています。

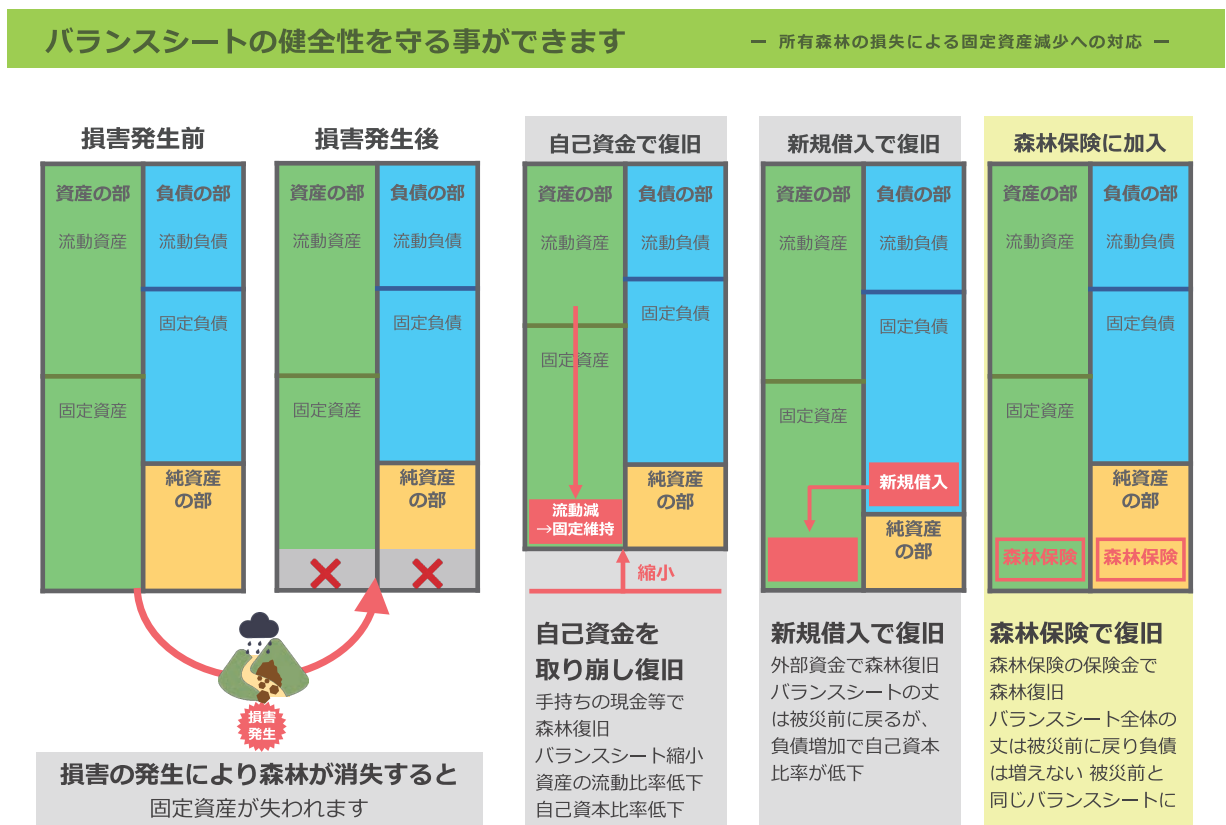
また、支払い実績については、平成16年に頻発した大型台風による被害面積が大きかったことから、支払額が大きくなっており、また、林道の寸断により、被災地へのアクセスが困難となるなど、調査に時間を要し、支払いが数年にわたっています (現在は、調査・支払い方法の見直し・改善を図り迅速なお支払いに努めているところです)。

4. 森林保険制度の効果

森林保険制度は法第1条に規定するように、「林業の再生産が阻害されることを防止」することが第一の目的ですが、具体的には以下のような効果等を有しています。

- (1) 再造林のための自己負担費用の捻出
- (2) 森林所有者が投入した資本と労力の回収
- (3) 森林所有者の期待利益の回収（資産価値の保全）
- (4) その他

例えば、造林地が被災した場合、バランスシート上の資産の部、負債の部両方が減少しますが、保険の効果によってバランスを保つことができます。



5. 森林保険制度と税

森林保険の保険料は、所得税法上、山林所得等の必要経費として認められている管理費に該当し、原則としてその山林を伐採又は譲渡した年の山林所得等の金額の計算上必要経費に算入することができます。

また、法人税法上は、収益に係る原価又は一般管理費その他の費用として損金に算入することができます。

※個別ケースにおける取扱いについては税務署に御確認ください。

6. その他

森林保険に関する情報は国立研究開発法人 森林研究・整備機構 森林保険センターのホームページが参考になります (<http://www.ffpri.affrc.go.jp/fic/>)。

森林保険のパンフレットがダウンロードできるほか、加入や支払いに関するデータ等が掲載されており、保険料の試算を行うことができますので、御活用ください。



国立研究開発法人 森林研究・整備機構
森林保険センター
Forestry Insurance Center

文字サイズ [縮小](#) | [標準](#) | [拡大](#) 色合い [標準](#) | [1](#) | [2](#) | [3](#) [森林研究・整備機構トップ](#)

サイト内検索 [検索](#) [English](#)

森林保険とは
お申込み・保険金のお支払いなどのお手続き
森林保険センターについて

森林所有者のみなさまの「安心」のために
台風、火災などの災害リスクに備えて






これらの8つの災害による損害を補てんします。



火災
山火事で受けた損害



風害
暴風による幹折れ、
倒戻りなどの損害



水害
豪雨、洪水による埋没、
水没、流失などの損害



雷害
豪雷・積雷による幹折れ、
倒戻りなどの損害



干害
乾害による
枯死などの損害



凍害
凍結、雪害などによる
枯死などの損害



潮害
暴風、濁水濁水などによる
枯死などの損害



噴火火災
火山噴火による樹幹、幹折れ、
埋没、倒戻りなどの損害

災害のお見舞い

この度の災害により被害を受けた皆様へ心よりお見舞い申し上げます。

- ・平成30年7月豪雨により被害を受けた皆様へ
- ・平成30年9月30日からの大雨により被害を受けた皆様へ
- ・平成30年北海道胆振東部地震により被害を受けた皆様へ

森林保険に関するご連絡、お問い合わせがございましたら、保険加入森林が所在する都道府県の森林組合連合会等、又は、森林保険センターまでお問い合わせください。

お問い合わせ先はこちら

森林保険とは

- [森林保険制度の目的・沿革](#)
- [対象となる災害](#)
- [保険金額と保険料](#)
- [お支払い事例](#)
- [パンフレット等](#)
- [森林保険のQ&A](#)
- [森林保険に関する統計資料](#)
- [商品改定のお知らせ](#)

お申込み・保険金のお支払いなどのお手続き

- [お申込み](#)
- [保険料試算](#)
- [保険金のお支払い](#)
- [ご契約の変更など](#)
- [各種様式](#)
- [森林保険契約重要事項説明書](#)

新着情報
(2019年3月25日) **NEW!!**